

第4章 基本施策と取組

基本目標1 就学前の学校教育・保育の提供体制を充実させる

基本施策1 保育所、幼稚園、認定こども園の充実

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、その重要性や特性を踏まえ、子育て家庭のニーズを的確に把握し、保育所や幼稚園、認定こども園等の学校教育・保育事業の提供量の拡充、質の向上を図ります。

施策		内容
1	保育所・幼稚園・認定こども園の充実	高まるニーズを的確に把握し、保育所、幼稚園、認定こども園の量的拡充を図るために、地域の状況に応じた定員の見直しや保育施設の整備を図ります。
2	保育士・幼稚園教諭などの研修の充実	保育教諭としての資質の向上も必要であることから、計画的な研修の実施により、保育士、幼稚園教諭などの専門性を高める知識や技術の習得を図ります。
3	保育士・保育教諭の確保	保育所、認定こども園の職場環境や待遇の改善、保育士養成課程在学生の学生実習及びインターンを積極的に受け入れるなど、保育士・保育教諭を確保するための取組を進めます。
4	地域の幼児教育における拠点機能の充実	就学前教育を担う幼稚園の振興を図り、地域における幼児教育のセンターとしての施設や機能を開放します。
5	評価体制の整備	保育所、幼稚園、認定こども園について、適切な評価が行われ、その評価を改善につなげる体制を整備します。
6	情操教育推進事業	保育所、幼稚園及び認定こども園において、さまざまな人とのかかわりや自然とのかかわりにより、豊かな心を育む教育を推進します。
7	保育所民営化推進事業	保育の質の向上とコスト削減を図るため、公立保育所の民営化や業務の委託等について推進します。

基本施策2 地域型保育事業の提供体制の整備

子ども・子育て支援新制度に基づき、地域の保育ニーズに応じて、0～2歳を対象とする地域型保育事業の提供体制を整備します。

施策		内容
1	地域型保育事業の提供	<p>地域型保育事業については、公立幼稚園の空き教室を利用した社会福祉法人による小規模保育の実施を検討すること及び事業所内保育の実施を支援することを進めていきます。また、3歳になり卒園後は、連携園における受け入れを確保することとします。</p> <p>＊地域型保育事業は、基本的には0～2歳を対象とした定員19名以下の保育事業であり、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育があり、市が認可を行います。</p>

基本施策3 就学前の学校教育・保育の一体的な提供体制の確保

就学前の学校教育・保育の質の向上を図るため、学校教育と保育の一体的な提供体制を整備するとともに、就学前後の教育の連続性を踏まえ、保幼小連携の体制を整備します。

施策		内容
1	認定こども園の整備・普及	<p>保育所と幼稚園の両方の機能を持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設である幼保連携型認定こども園の普及に努めます。まずは清音幼稚園から整備し、同様の施設が普及するよう努めます。</p>
2	幼保連携促進事業	<p>施設の共有化、幼稚園施設の保育所分園としての活用、子育て支援事業の連携、合同研修の開催など、地域の実績や需要に応じた連携を図ります。</p>
3	保幼小連携の推進	<p>小1プロブレムの解消などのため、保育所、幼稚園、認定こども園と小学校教育との円滑な連携・接続を図ります。</p>
4	子どもに係る政策立案体制の一本化	<p>子どもに係る政策立案をトータルに取り組むとともに、小学校との連携を強化するために、第一弾として教育委員会に学校教育と保育の両方を担当する組織を設けます。</p>

基本目標2 地域における子ども・子育て支援を充実させる

基本施策1 放課後における児童の居場所の充実

小学校就学後の児童の健全育成の場として放課後児童クラブの質及び量の拡充を図るとともに、小学校及び放課後子ども教室と連携した取組を推進します。また、放課後子ども総合プランを推進し、放課後子ども教室との連携を図ります。

施策		内容
1	放課後子ども総合プランの推進	小学校に就学している児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室との一体的又は連携した取組を推進します。
2	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の拡充	保護者の就労などの理由により家庭で保育できない小学生を対象に、遊びと生活の場を提供し、地域住民の積極的な協力を得て、心身ともに健全な育成を図ります。 高学年の利用ニーズも含めた地域の需要に対応するため、学校施設の有効活用を基本として量的拡充を図ります。 また、大規模クラブについては規模の適正化に努めます。
3	放課後児童クラブにおける指導体制の充実	指導内容の充実を図るとともに、研修の実施や他機関実施の研修案内により、放課後児童支援員の質の向上を図ります。また、クラブ間相互の連携を図り、運営及び指導体制を充実させます。
4	放課後子ども教室の充実	小学生を対象として放課後や週末等に、地域の人の協力を得て子どもが自主的に参加し、自由に遊び、学習やさまざまな体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所である放課後子ども教室の充実を図ります。



基本施策2 多様な保育事業の充実

保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、休日保育、幼稚園における預かり保育、病児・病後児保育など、多様な保育事業を市内に展開します。

また、保護者のリフレッシュや緊急時の際に利用できる一時預かりなど、すべての家庭が利用できる子育て支援の充実を図ります。

施策		内容
1	延長保育事業の充実	保護者の就労などの理由により、通常の保育時間（保育標準時間・保育短時間）を超えて児童の保育を行います。 保護者の多様な就労時間や生活時間に対応するため、遅い時間への対応や量の拡充など、充実を図ります。
2	休日保育事業の充実	日曜・祝日に、保護者の就労などの理由により家庭で保育ができない児童の保育を行います。 保護者のニーズに応じて拡充を検討します。
3	幼稚園預かり保育事業の充実	幼稚園で、希望する園児を対象に、教育時間終了後に預かり保育を実施します。 保護者ニーズに応じて、保育所との利用調整を図りながら拡充を検討します。
4	病院における病児・病後児保育の実施	病気のため集団保育が困難な児童を対象に、保護者の就労などにより家庭で保育できない場合に、病院に併設する病児・病後児保育施設において一時的に保育を行います。 対象年齢拡大のニーズに応え、小学校6年生までの対象とするよう拡充します。
5	保育所における一時預かり事業の実施	家庭で育児を行う保護者などの育児疲れの解消や緊急時の保育など、日中において一時的に家庭での育児が困難となった場合に、保育所における保育を行います。
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施	保護者の疾病やその他の理由により家庭での養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて緊急一時的に宿泊を伴う養育を行います。

基本施策3 親の子育て力の向上 ～ペアレンティング・プログラムの推進～

子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう、子育てについて学ぶ機会の提供や情報提供、相談、親子のふれあいの機会の充実を図ります。

施策		内容
1	ペアレンティング・プログラムの実施	具体的、実践的に子どもの発達や子育ての知識や技術を学ぶ「ペアレンティング・プログラム」を実施します。
2	子育てカレッジの実施	岡山県立大学と協働し、親子が集い、子育てについての情報交換や学びの場として、子育てカレッジを今後も継続します。
3	子育て講演会の開催	子育て中の保護者を主な対象に、発達段階に応じた子育てや家庭環境について考える講演会を開催します。
4	子育てグループにおける親支援	子育てグループに対して、子育てに関する相談に応じたり事業を紹介したりすることで、発達段階に応じた子育てについて学べるよう、支援を行います。
5	幼稚園における子育て懇談会の開催	幼稚園に通う子どもの保護者を対象に、明るい家庭づくり、家庭における幼児教育の問題などについて講師を囲み懇談する機会を引き続き設けます。
6	子育てワークショップの開催	子育て中の保護者が、子育てにおける家庭の役割や課題を学び合うワークショップを開催します。
7	親子のふれあいレクリエーション	幼児期の子どもと親を対象に、親子体操、創作活動などを通じて、親子のふれあいを深める親子のふれあいレクリエーションを開催します。



基本施策4 地域との連携による子ども・子育て支援の充実

子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう、子育てに関する相談や情報の提供、子育て家庭と地域がつながる場の提供など、地域住民や子育て支援団体・機関などと市の協働による子育て支援を推進します。

施策		内容
1	利用者支援事業の実施	保育所・幼稚園などの学校教育・保育施設や地域の子育て支援事業などに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供、相談、助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。
2	ファミリー・サポート・センター事業の充実	育児の援助を受けたい人と行いたい人とが相互に援助を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。 子どもの預かりや施設への送迎など、共働き世帯だけでなく、すべての子育て家庭を支援します。
3	ガイドブックとホームページによる子育て支援情報の提供	子育てに関する情報を網羅したガイドブックの配布やホームページ、フェイスブックや広報紙などにより、子育て支援情報を積極的に提供します。 子育て家庭が必要としている情報や利用のしやすさなどを把握し、提供方法のさらなる改善を図ります。
4	つどいの広場事業の充実	「つどいの広場」において、就園前の親子の交流や世代間交流を行うとともに、子育てについての相談、情報提供、助言などを行います。また、個別ニーズも多様化していることから、機能面の充実を図ります。
5	地域子育て支援センター事業の充実	地域の保育所などでの「地域子育て支援センター」において、親子の交流や子育てについての相談、情報提供、助言などを行います。今後も事業内容の周知や利用促進を図り、就学前の親子が集える拠点としての定着を図ります。
6	親子ふれあいプラザ、親子ふれあいルームなどの充実	「親子ふれあいプラザ」、「親子ふれあいルーム」などにおいて就学後も含めた親子が自由に集い、交流を深める場を提供します。また、遊具の見直しなど施設の改善や拡充を図ります。
7	幼稚園における子育て支援活動事業	未就園児親子登園、子育てサークルの支援、子育てに関する相談や情報提供を促進します。
8	保育所園庭開放事業の充実	保育所に入所していない親子に園庭を開放し、遊び場や保育士・在園児との交流の機会を提供するとともに、地域の支援者などとの交流や相談を行うなど子育て支援を行います。

施策		内容
9	図書館などでの絵本の読み聞かせ事業の充実	乳幼児を対象に絵本の読み聞かせを行うとともに、楽しく過ごせる環境づくりを行います。また、乳児健診会場でブックスタート事業を行い、家庭での絵本の読み聞かせが促進されるよう支援します。
10	「赤ちゃんの駅」登録施設の拡充	授乳やオムツ交換のスペースがある施設を登録する「赤ちゃんの駅」の周知を図り、公共施設及び民間施設の登録を推進し、子どもと子育て家庭が外出しやすい環境づくりを促進するとともに、地域全体で子育て家庭を支える意識の醸成を図ります。

基本施策5 子育て支援のネットワークづくりの推進

子育てを地域が一体となって支えるため、子育てに関する情報を共有し、地域の子育て力を高めるために地域の子育て支援団体や関係機関の連携強化を図るとともに、子育てを支援する人材や団体を育成します。

施策		内容
1	民生委員児童委員、主任児童委員との連携	健やかに子どもを生み育てる環境づくりを地域ぐるみで推進するため地域での見守り活動を積極的に実施していただいている民生委員児童委員や主任児童委員との連携を強化します。
2	愛育委員・栄養委員との連携	子育て支援に係る事業（ラッコ広場等）や、地域で親子への声かけや見守りなど愛育委員・栄養委員との連携を強化します。
3	親子クラブ活動の支援	市内17の親子クラブの会員と協働しながら、世代間交流、家庭養育活動、事故防止活動など地域に即した活動の充実を図るとともに、活動の支援を行います。また、親子クラブ間のネットワークも充実させていきます。
4	子ども会連合会との連携	子ども会連合会と連携し、異年齢で行われる子ども会活動の充実と円滑な運営を図ります。また、若年指導者を育成します。
5	スポーツ少年団との連携	小学生をスポーツに親しませ、心身ともに健康な児童を育成するため、スポーツ少年団の活動を支援します。
6	体育協会との連携	スポーツ活動を振興し、心身ともに健康な児童を育成するため、体育協会の活動を支援します。

施策		内容
7	地域協働型の運営による子育てグループ活動の充実	子育て支援者や地域住民と子育て家庭が交流し、互いに支え合う地域協働型の運営による子育てサロンの充実を図ります。
8	子育て支援者のネットワークづくり	子育て支援に取り組む団体や関係機関が集い、子育て支援についての協議や情報交換による関係づくりを支援します。
9	専門的知識を持ったボランティアのコーディネート	専門的知識を持った人材の把握とともに、ボランティアのコーディネートを行います。
10	ボランティア、NPO法人の活動支援	地域の団体、ボランティアやNPOに対し、子育て支援に関わる活動の場を提供することで、地域の子育て支援事業の活発化を図ります。
11	大学生等を対象にしたプレーリーダーの育成	県内の大学と協働し、子どもの遊びを支えるプレーリーダーの育成を図ります。
12	「みんなで子育て」意識の醸成	すべての子どもが家庭、地域から愛され、心豊かに育まれながら健やかに成長することを目的とした「総社市子ども条例」がこれまで以上に浸透し、子育て支援の機運が高まるよう、周知・啓発を図ります。

基本施策6 子どもの安全安心の確保

子どもを事故や犯罪の被害から守るため、子どもや保護者、地域の意識を高めるとともに、防犯カメラの設置や地域で子どもを見守る体制づくりなど、地域の環境づくりを推進します。

施策		内容
1	安全な子育て環境の整備	安全な子育て環境を整備するため、各種交通安全施設、自転車歩行者道、水路及び遊具などを点検整備します。
2	交通安全指導の充実	交通指導員による交通安全教育と街頭指導を実施します。また、保育所・幼稚園・認定こども園において、実地指導、講演、映画などによる交通安全指導を行います。
3	夜間における安全の確保	町内会の団体などを対象に防犯灯の設置を推進し、夜間における犯罪の抑止及び事故防止に努めます。
4	防犯カメラ設置の推進	学校園の校門付近に防犯カメラを設置し、子どもを狙った犯罪の抑止及び事故防止に努めます。

施策		内容
5	保育所・幼稚園・認定こども園の危機管理体制の整備	火災への対応，部外者の侵入を防止するなど安全に配慮し，危機管理に対応した体制を整備します。
6	登下校中の防犯ボランティアの育成	市民と行政が相互に連携し，登下校中の子どもの安全を守る活動を推進します。 また，見守り活動に取り組む防犯ボランティアと学校，教育委員会相互の連携を図ります。
7	子ども避難所支援事業	子どもの避難場所として公民館及び教育集会所などの施設を職員に周知します。 また，学校，保護者，地域と連携し，子ども避難所の設置を推進します。
8	公園や広場の管理	子どもがのびのびと安全に遊べるよう公園や広場を適正に管理します。
9	ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備	子どもや妊婦，障がいのある子どもを含めたすべての人が安全・快適に利用できるよう公共施設のユニバーサルデザインを推進します。 また，保育所・幼稚園・認定こども園の増改築時にはユニバーサルデザインに配慮して実施設計等を行います。



基本目標3 困難を抱える子ども・家庭を支援する

基本施策1 経済的支援の充実

子どもの貧困対策にあっては、第一に子どもに視点を置いて、成長段階に即して切れ目ない支援を実施し、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう、子どもの貧困対策推進法などを踏まえ、経済的支援の充実を図ります。

施策		内容
1	子どもの貧困の解消	子どもの貧困対策推進法や生活困窮者自立支援法の施行を踏まえ、これまでの経済的支援を継続するとともに、奨学金制度や食事・栄養の確保、就労支援などにおいて、独自政策の可能性を模索していきます。
2	生活が困窮している家庭の子どもに対する学習支援	貧困の世代間の連鎖を断ち切り、積極的な人材育成を行うため、大学生などによる学習支援を行います。 公共施設で実施することにより、子どもの居場所の確保にもつなげます。
3	生活が困窮している家庭への相談支援	生活に困窮している子育て家庭の困りごとについて、「生活困窮支援センター」など関係機関と連携を図りながら相談支援を行い、解決への展望を見出します。
4	生活が困窮している家庭の子どもの健康確保	家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、生活が困窮している家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行うとともに、情報交換の場の提供を行います。
5	児童手当の支給	子どもの健やかな成長のため、中学校修了時までの子どもの養育者に手当を支給します。

基本施策2 児童虐待といじめの防止

養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど虐待を未然に防ぐための取組を推進するとともに、子育てに不安や負担感を持つ保護者が、気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。また、いじめ防止対策推進法を踏まえ、学校、家庭、地域及び関係機関が連携して、いじめのない社会の実現に向けて取り組みます。

施策		内容
1	虐待予防及び育児不安の解消	育児不安や負担感の強い親に対して、臨床心理士によるカウンセリングや保健師による継続的な相談支援等を強化することにより、ストレスの軽減を図り、育児への活力を充実させて、虐待予防に取り組みます。
2	養育支援訪問の強化	養育支援を特に必要としている子育て家庭への訪問を継続的に行い、相談に応じます。 育児不安を和らげるため、訪問を行うスタッフの質の向上を図ります。
3	要保護児童対策地域協議会の充実	要支援児童への適切な保護を図るため、関係機関と必要な情報の共有を行うとともに要支援児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。 また、年々支援が必要なケースが増加していることから、関係機関とのより一層の円滑な協力・連携体制を強化します。
4	虐待をしている親と虐待をされている子どもに対する支援の充実	虐待を受けている子どもへの支援を充実させます。また、虐待の再発防止など効果的な支援につなげていくため、家庭児童相談員や保健師を中心に、スクールソーシャルワーカーなど地域の関係機関と連携を図りながら親への支援の充実を図ります。
5	いじめの防止対策の充実	いじめ防止対策推進法を踏まえ、総社市及び学校において「いじめ防止基本方針」を策定するとともに、対策組織を設置して、いじめの「未然防止」「早期発見」「いじめへの対処」に取り組みます。 また、学校、地域及び関係機関が連携して、「いじめ問題等協議会」の開催及び研修の充実に努めます。

基本施策3 不登校の子どもへの支援の充実

市内すべての学校園で不登校児童生徒が減少となるよう、学校適応促進事業に取り組んでいます。その中で、子どもの人間関係づくりや仲間づくりとともに、学校の支援体制づくりの充実を図ります。

施策		内容
1	教育支援センターの設置	不登校児童生徒を対象に、学校生活への復帰を目指した支援を行います。 相談活動、体験活動、学習支援、訪問支援等さまざまな活動に継続して取り組みます。
2	カウンセラーの派遣	市内すべての学校園に在籍する幼児・児童生徒とその保護者からの相談に応じられるようにカウンセラーを派遣します。また、児童生徒のさまざまな問題への相談に継続して取り組みます。
3	適応指導教室(ふれあい教室)の充実	不登校児童生徒の居場所となるよう、小集団での学習や遊び、活動内容の自己決定、児童生徒のカウンセリングなど、一人ひとりの学力に応じた学習などを通して、指導・助言を行います。また、子どもの不登校についての悩みや不安などの電話相談・面接相談にも応じます。
4	ふれあいフレンドの派遣	家庭にひきこもりがちな児童・生徒を対象に、ふれあいフレンドとして登録した学生を定期的に派遣し、遊びやふれあいを通じて児童・生徒の社会性や自主性の伸長を支援します。 また、教職課程や心理学系の学生がいる大学との連携を強化し、ふれあいフレンドの学生を確保します。
5	保幼小連携による学校適応の促進	子どもの人間関係づくりや仲間づくりなどの考え方や方法について、保育所、幼稚園、認定こども園と小学校教育とで共有することにより、円滑な連携・接続を図ります。

基本施策4 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもに対して早い段階から支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関などとの連携を強化します。

施策		内容
1	障がい児保育事業の充実	障がいのある子どもに対して、保育所・幼稚園・認定こども園において、専門家や専門機関と連携しながら、心身の発育を促します。 発達支援アドバイザーを派遣し、専門家の指導を受けながら、個別対応の保育を実施します。
2	障がいのある子どもの放課後児童クラブへの受入	クラブへの受入の働きかけや専任加配支援を行うなど、障がいのある子どもの放課後児童クラブへの受入を支援します。
3	相談支援事業所との連携	障がいのある子どもの日常生活に関する相談を受けるとともに、福祉サービスに関する情報提供やさまざまな相談支援を行います。 市内の各相談支援事業所と連携を図り、障がいのある子ども及び保護者の相談環境を充実させます。
4	療育相談事業(総合健診・療育相談指導教室「総社ペック」)の実施	幼児の心身の発達の遅れについて総合的な発達検査を行い、その結果に基づいて適切な指導及び措置を行います。また、早い時期から、療育指導訓練を行う「総社ペック」を実施します。
5	就学指導・障がい児指導の充実	障がいの特性と子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学指導及び特別支援教育を充実させます。 また、教職員による保護者の相談についても適切な相談支援ができるよう努めます。
6	児童発達支援センターの充実	障がいのある子どもなどを対象として、相談支援、児童発達支援、保育所等訪問支援のほか、総合検診や総社ペックなどの療育相談事業を行い、地域における基幹施設をさらに充実させます。
7	移動支援事業の実施	屋外での移動に困難がある障がい児に対し、ホームヘルパーなどを派遣することにより、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
8	日中一時支援の実施	在宅の障がいのある子どもに対し、日中における活動の場を確保し、障がいのある子どもの家庭の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを支援します。

施策		内容
9	障害児通所支援サービスの実施	発達の偏りのある子どもに対し、一人ひとりの発達に即した個別支援計画を立て、個別・集団療育をしながら日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援・放課後等デイサービスなどを実施します。
10	居宅介護(ホームヘルプサービス)の実施	障がいによって、日常生活を営むのに支障がある児童に対し、身体介護、家事援助などホームヘルパーによる日常生活の支援を行います。
11	短期入所(ショートステイ)の実施	障がいのある子どもを介護している保護者などが、病気、出産、事故などによって一時的に家庭で介護できない場合や介護疲れを癒す場合などに、障がいのある子どもを一時的に施設で預かり、介護している人の負担の軽減などを図ります。
12	補装具の支給	身体障がいのある子どもに対し、補聴器、義肢、車いすなどの補装具費(購入・修理)を支給します。
13	障がい児日常生活用具給付等事業の実施	日常生活を営むのに支障がある、障がいのある子どもに対し、日常生活上の便宜を図る用具を給付または貸与します。
14	障害児福祉手当の支給	在宅の重度障がいのある子どもを対象に、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給します。
15	特別児童扶養手当の支給	精神または身体に障がいがある子どもを養育している保護者などに、手当を支給することにより福祉の増進を図ります。
16	地域におけるネットワークづくり	障がいのある子どもとその保護者を支援するためのネットワークづくりを推進します。

基本施策5 ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの健やかな成長を促すため、就労支援や多様な就労形態、それぞれの家庭の状況に応じて日常生活を支援するための相談や支援の充実を図ります。

施策		内容
1	総合的な自立支援	関係機関と綿密な連携を図りながら、生活支援、就業支援、養育費の確保、面会交流支援などに積極的に取り組みます。
2	ひとり親家庭への相談事業の実施	ひとり親家庭を対象に生活支援、就業相談を中心に母子・父子自立支援員が相談に応じます。

施策		内容
3	母子生活支援施設への入所	保護の必要がある母子家庭に対して、母子生活支援施設に入所し、自立ができるよう支援します。
4	母子緊急一時保護への支援	配偶者等から暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護する必要がある女性及び同伴する児童を一時的に保護し、避難所に対し居室及び日常生活用品を提供するとともに、自立に向けた支援を行います。
5	児童扶養手当の支給	18歳を過ぎた最初の3月31日までの児童を監護するひとり親世帯等に手当を支給します。
6	母子・父子福祉資金の貸付	ひとり親家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助成を図るために必要な資金を貸し付けます。
7	ひとり親家庭等への医療費の給付	ひとり親家庭等への医療費を助成し、健康保持と福祉の増進を図ります。
8	高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭を対象に、特定の資格や技能の取得に際して、生活費の負担軽減や訓練給付金の支給を行います。 すでに導入している母子・父子自立支援プログラム策定事業及び自立支援教育訓練給付金事業とあわせて、総合的な支援に取り組みます。
9	遺児激励金の支給	小・中学校に在籍する遺児に対し遺児激励金を支給します。
10	交通遺児援助金の支給	小・中学校に在籍する交通遺児に援助金を支給します。

基本施策6 外国籍の子どもへの支援の充実

外国籍を持つ子どもが、地域で健やかに成長できるよう、子育て家庭が地域で安心して生活し、子育てをするための情報提供や相談の充実を図ります。

また、日本人の子どもと外国籍を持つ子どもが互いに尊重し合い、多様な価値観を認め合いながらともに学ぶことができる環境づくりを推進します。

施策		内容
1	情報提供・相談体制の充実	外国籍を持つ子どもが健やかに成長し、その家庭が地域で安心して生活できるよう、情報提供や相談の充実を図ります。
2	多文化共生事業の推進	多国の文化にふれ、互いに尊重し合う機会を支援するとともに、ともに学べる環境の支援を行います。

基本施策7 相談体制の充実

さまざまな悩みを抱える子どもと子育てに不安や負担感を持つ保護者が、気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。

施策		内容
1	家庭児童相談員を中心とした相談事業の充実	家庭児童相談員を中心に、学校や幼稚園・保育所・認定こども園、地域の主任児童委員、民生委員児童委員、子育て支援団体などと連携を図りながら、子どもや保護者の支援を行います。
2	子どもからの相談体制の充実	誰にも言えない子どもの悩みや相談に、経験豊富な家庭児童相談員などが応じ、関係機関と連携を図りながら問題解決につなげます。
3	教育相談室における相談の充実	子ども本人や子育てに悩む保護者からの相談を受け、関係機関・団体との連携を図りながら問題解決にあたります。また、教育相談室の広報や、相談活動の充実に努めることにより、不登校等のさまざまな問題の未然防止や解決を図ります。
4	スクールカウンセラーの活用	各中学校にスクールカウンセラー等を配置し、生徒や保護者の悩みなどの相談を受けます。スクールカウンセラーが一層有効に活用されるよう研究します。
5	スクールソーシャルワーカーの派遣	市内すべての小中学校に、スクールソーシャルワーカーを派遣できる体制を整え、学校や関係機関との連携強化や対応の迅速化を図ります。
6	教職員の研修の充実	いじめ、不登校、児童虐待などへの対応に関する研修を充実させます。また、研修の内容、講師、時期、形態についてさらに工夫します。
7	権利擁護センターの活用	児童虐待だけでなくDVや犯罪などを含む困難な事例については、権利擁護センターを活用し、弁護士などの専門職からの助言などにより支援の充実を図ります。

基本目標4 子どもと保護者の健康支援を充実させる

基本施策1 子どもと母親の健康づくりの推進

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行い、健康づくりへの支援、医療体制の充実、子育ての不安や負担を軽減するための相談体制の充実などに取り組みます。

施策		内容
1	母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳を交付します。あわせてリーフレットなどを提供し、妊娠・出産・育児などに関する適切な情報提供を行います。
2	妊婦健康診査への助成実施	胎児の異常を早期に発見し、対応することにより、妊婦の健康の保持・増進と安全な出産を迎えるために、妊婦健康診査に対する無料券を14回配布し、受診しやすい体制を整備します。妊婦健康診査の重要性の周知に努めます。
3	乳児健康診査の実施	医療機関で行う健康診査と市で行う健康診査（4か月児）において、乳児の発育と栄養状態、運動発達などの異常や疾病を発見し、早期に適切な措置を行います。
4	1歳6か月児・3歳児健康診査の実施	医師、歯科医師などによる総合的な健康診査や臨床心理士による発達相談を行い、その結果に基づいて適切な指導及び措置を行います。
5	母子健康相談の実施	乳幼児健康診査の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対して、小児神経発達専門小児科医による健康診査や臨床心理士による発達相談を行い、その結果に基づいて適切な指導及び措置を行います。 疾病等の早期発見・早期治療により育児不安の軽減に努めます。
6	未受診児への状況把握100%実施	乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査の未受診児に対して、訪問や電話により状況把握を100%行い、健康診査の受診を勧奨します。通知や受診状況アンケートの送付等により、受診率の向上を図ります。
7	育児相談(ラッコ広場)の実施	地域ぐるみで健やかな子どもを生み育てるため地域住民の自主的な活動や育児不安を持つ保護者への相談指導を推進します。
8	小児歯科保健学級の実施	乳歯のむし歯予防に大切な時期である2歳児を対象に、歯科健康診査やブラッシング指導、食生活習慣の指導を行います。

施策		内容
9	乳幼児訪問の実施	乳幼児健診や育児相談後に、さらに個別に支援が必要な親子への訪問を継続的に行い、発育、栄養、生活環境、疾病予防などの相談に応じます。
10	助産施設への入所支援	経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設への入所措置を行います。
11	喫煙防止の推進	妊娠・出産・育児の機会に、たばこの害を伝えていくとともに、禁煙のきっかけとできるよう、妊娠届出の時からすべての子育て支援サービスの現場において普及啓発活動を強化します。
12	妊婦の飲酒防止の推進	飲酒による胎児への影響を予防するために、妊娠届出時に飲酒している妊婦に対して、断酒をすすめます。
13	予防接種の推進	乳幼児、小・中学生、高校生に対して予防接種を実施し、感染症の予防を図るとともに、個人通知を送付することで、予防接種の必要性と正しい知識の普及啓発に努めます。 また、定期接種だけでなく、任意の予防接種（おたふくかぜ、風しん）に対しても費用助成を行い、接種勧奨を継続して行います。
14	周産期医療対策事業の充実	多様化する母子保健の対応や適切な子育て支援の充実、周産期医療対策の充実を図るため、保健師等専門職の人材の確保や資質の向上を図ります。
15	小児救急医療体制の整備	広域連携による救急医療体制、夜間の診療体制の充実を図ります。
16	小児救急医療電話相談の普及	岡山県が行っている小児救急医療電話相談に関する情報を、市のホームページやガイドブックで広報することで普及に努めます。
17	子どもの事故予防の啓発強化	乳幼児の家庭内における事故予防に対する正しい知識の普及啓発を強化します。
18	そうじゃ式早期一貫サポートシステムの実施	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携により、集団生活の中で困り感や不安を持つ子どもや保護者に対して、4歳児の時点から発達の偏りを早期に発見し、適切な医療や療育につなげるとともに、小学校への円滑な情報の提供を行います。

基本施策2 子どもの医療費の助成と適正受診の推進

子育てに関わる経済負担軽減を図るとともに、医療費抑制のため医療の適正受診についての啓発を推進します。

施策		内容
1	小児医療費の給付	小学校6年生までの通院分，中学校3年生までの入院分の保険診療の医療費に係る本人負担分について公費で負担する小児医療費給付事業を継続します。
2	医療費抑制についての適正化の推進	現在の制度を継続するために，総社市医療費適正化推進委員会こども部会で報告された数値目標，目標達成のための方策，当該目標を達成できなかった場合の現制度の見直し内容などに基づき，適正化を推進します。 今後は，小児医療費が2億5千万円を下回った場合は，その財源を「子育て王国そうじゃ」基金に積み立て，子育て支援に活用します。

基本施策3 思春期保健指導の充実

十代の自殺防止対策や，性や喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の普及など，学童期・思春期における心身の健康の向上を図るための取組を進めます。

施策		内容
1	たばこ，アルコール，薬物に対する知識の普及	学校と連携を図りながら，喫煙，アルコール依存，薬物乱用など，啓発指導の講演会などを開催します。 また，地域においてあらゆる機会を通してパンフレットなどを配布し，正しい知識の普及啓発を行います。 また，公共施設内全面禁煙を推進することで，たばこの害から子どもたちを守ります。
2	発達段階に応じた性教育の推進	日常生活の中で，性に関する正しい知識を自然に伝えることができるような地域ぐるみの取組を推進するとともに，教育現場等とも連携を図り，性について地域で気軽に相談できるような場の確保に努めます。
3	こころの健康対策の推進	学校保健委員会が，子どもの心の健康について正しく理解を深めるための啓発や学習機会の充実を図ります。 また，関係者の情報を共有し，虐待や発達障がいの問題などにも対応できるよう，連携体制を構築します。

施策		内容
4	自殺ゼロ作戦の推進	十代の自殺を防止するため、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止や自殺の兆候の早期発見などに取り組むとともに、相談体制の充実を図ります。
5	定期健康診断の実施	学校保健安全法による定期健康診断を実施し、疾病の早期発見・早期治療を図ります。

基本施策4 妊娠・出産期の育児不安解消のための取組の推進

安全で満足のいく、妊娠・出産ができるように、医療機関とも連携して妊娠期からの不安の解消をするため、相談体制の充実を図ります。

施策		内容
1	不妊・不育に対する支援事業の実施	不妊と不育に対する費用助成を行うとともに、情報提供セミナーや相談機関の案内などを行います。
2	妊娠相談の強化	妊娠相談カードの設置を了解してくれる施設を増やすことで周知に努め、妊娠についての不安を軽減するための相談機関の周知や、早期（妊娠 11 週まで）の妊娠届、妊婦健康診査の適切な受診がなされるように啓発を強化していきます。
3	妊婦相談支援の充実	妊娠届出時の面接やハイリスク妊婦などへ訪問や電話による相談を行い、妊婦が安心して出産が迎えられるよう支援します。 また、妊娠届出時アンケートや医療機関からの情報提供（岡山県ハイリスク妊産婦連絡票等）により、虐待リスクの高い特定妊婦に対して、医療機関と連携を強化しながら妊娠から出産・育児までの継続的な相談支援を行い、虐待予防にも努めます。 あわせて、相談を行うスタッフの質の向上と確保を図ります。
4	妊婦・両親学級の開催	妊娠、出産、育児など正しい知識を身に付け自信を持って育児ができるよう、妊婦学級や両親学級を開催します。 また、出産後の仲間づくりの場を提供し、内容のさらなる充実を図ります。

施策		内容
5	新生児・乳児訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)の実施	4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、発育・育児状況の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけます。また、訪問を行うスタッフの質の向上と確保を図ります。

基本施策5 食育の推進

乳幼児期から望ましい食習慣を身につけ、「食」を通じた健やかな身体と豊かな人間性を育むことができるよう、子どもの成長に応じた食育を推進します。

施策		内容
1	親子料理教室の実施	親子で食事をつくることで、親子のコミュニケーションを図り、食事の楽しさ、バランスのよい食事について学ぶ機会として、小学生とその親を対象に、総社市栄養改善協議会の協力を得ながら、親子料理教室を開催します。
2	学校給食による食育の推進	子どもの心身ともに健やかな発育と健康生活に寄与できるよう、安全・安心の学校給食を提供するとともに、よりよい食生活習慣の形成のために学校給食を通して食育を推進します。
3	母乳栄養の推進	母乳栄養は、栄養学的、細菌学的、消化生理学的見地、免疫、さらにスキンシップ、あごの発育などの育児上の利点から最適な方法であるため、育児相談時、こんにちは赤ちゃん訪問時、つどいの広場などにおいて、母乳栄養の推進に努めます。
4	離乳食・幼児食の指導	乳幼児健診、育児相談時、つどいの広場などで離乳食・幼児食指導を行います。
5	生活習慣病予防のための指導・広報	小中学校での広報活動、学校給食だより、保健だよりによる広報、親子料理教室を通じて、生活習慣病を予防するための指導・啓発を行います。

基本目標5 ワーク・ライフ・バランスを推進する

基本施策1 子育て支援の職場環境づくりの促進と若者の就労支援の充実

仕事と生活のバランスのとれた生活を送ることができるよう、個人、事業主を含めた社会全体において、ワーク・ライフ・バランスを実現するための取組を推進するとともに、若い世代が多様な生き方を選択できるよう就労支援の充実を図ります。

施策	内容
1 労働者・事業主への広報・啓発活動の実施	仕事と出産・育児の両立が可能な職場づくりに向けて、企業に対して長時間労働の是正、育児休業や有給休暇の取得促進、子育て後の再就職システムの確立などに関する理解と協力を求めるための啓発、広報活動を実施します。
2 ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解や合意形成を促進するため、労働者、事業主、地域住民等への意識啓発を図ります。 また、父親・母親ともに職業生活優先の意識や固定的役割分担意識を改め、バランスのとれた働き方ができるよう意識啓発を行います。
3 若者を対象とした就労支援	求職中の若者を対象にした就労支援を行います。

基本施策2 家庭における男女共同参画の推進

男女がともに家庭での責任を果たすことができるよう、性別による固定的な役割分担意識を見直すための啓発を行うとともに、男性の子育てを促すための取組を推進します。

施策	内容
1 「そうじゃ家族の日」の啓発	子ども条例に基づき、毎月第3日曜日の「そうじゃ家族の日」は、子どもを囲んで、家族がともに語り合って過ごしながら、家族のきずなを深める日とする意識の啓発を図ります。
2 男性の育児参画への推進	父親が家事・育児へ参加しやすいように意識啓発や情報提供を行います。また、男性が育児休暇を取りやすい環境づくりを推進します。

施策		内容
3	家事・育児など男性対象講座の開催	男性が育児に取り組みやすくなるために、育メン・育ジイなどを養成する講座やセミナーなどの開催を検討します。
4	男女共同参画の啓発	お互いの人格を尊重し、性別役割分担意識が解消され、男女がともに仕事や家事・育児、地域行事などに参加していけるよう広報活動を推進します。
5	男女共同参画教育の充実	男女共同参画の意識を高める教育を推進するため、指導資料の活用による授業の実践等を続けるとともに、学級運営や学校運営において男女共同参画社会の理念の具現化を図ります。



基本目標6 次代を担う子どもの生きる力を育む

基本施策1 子どもの生きる力の育成

家庭、学校、地域の関係機関の連携の下、いじめ、不登校、非行、ひきこもり等への対応など、子どもが健全に成長することができる環境づくりを推進します。また、すべての子どもが身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくりや、地域の人とともにさまざまな体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。

施策		内容
1	子どもの権利擁護啓発の事業	子育て支援の関係者との協働により、子どもの権利に関する啓発を行うとともに、児童虐待やいじめの防止のための知識の普及を図ります。
2	そうじゃ子ども会議の設置	子どもの視点をまちづくりにいかすため、子どもが主体的に参画するそうじゃ子ども会議を設置し、さらに発展させ「子ども議会」「高校生議会」を開催し、子どもの意見や提言を市政に反映させます。
3	「総社市だれもが行きたくなる学校づくりのプログラム」の充実	市内すべての幼稚園と小・中学校で協同学習、ピアサポート等の「総社市だれもが行きたくなる学校づくりのプログラム」を充実させ、いじめ、不登校、非行、ひきこもり等の児童・生徒の減少を図ります。また、幼稚園・保育所及び認定こども園と小学校、小学校と中学校、小学校間の連携の取組や、家庭・地域と連携した取組を推進します。
4	子どもの居場所づくり	子どもが地域で遊びやスポーツ、学習を通じて自主性や創造性を伸ばし仲間づくりができるよう、公共施設等を拠点とした、また地域の人材を活用した子どもの居場所や遊び場づくりを検討します。
5	地域とともにある学校づくりの推進	学校・家庭・地域が一体となった協議の充実やコーディネーターの養成、配置の促進など、学校と地域の連携を強化し、学校や地域の課題解決を図ります。
6	学校・地域における読書活動の推進	家庭、学校、地域、図書館がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携しながら読書環境の整備を進めていきます。
7	学校施設の開放	スポーツ振興や地域のコミュニティ、世代間交流の場を提供するとともに、子どもの主体的活動の促進を図ります。
8	スポーツ教室等の実施	スポーツ教室、オアシス運動、児童球技大会、吉備の里ふれあいウォークラリー等を行います。

施策		内容
9	青少年校外補導協議会への支援	青少年の指導，育成などに関する総合的な施策の作成に必要な事項の研究ならびに関係機関への連絡調整を図るとともに，校外補導協議会と密に連携をとり校外補導活動を実施していきます。
10	青少年育成センターにおける指導	補導委員と連携を密にし，青少年の非行防止・更生指導を行います。
11	ホームステイの実施	中学生を海外派遣することにより，異文化に触れ，視野を広げるとともに，国際感覚を身につける体験学習を行います。 また，市内の中学校とオーストラリアの学校との姉妹校縁組を結び，生徒の隔年での受け入れも検討します。
12	水辺の楽校での体験活動の実施	水や水辺に親しみ，親子のふれあいや児童・生徒の健全育成を図ります。

基本施策2 若い世代からの親育ちの支援

次代の親となる子どもが，将来親になった際に夫婦が安心して子育てができるよう，意識啓発を図るとともに，乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

施策		内容
1	ふれあい体験事業の推進	中高生を対象に乳幼児とふれあう機会を提供し，赤ちゃんや子育てを身近に感じてもらうとともに，将来の妊娠・出産・育児への心構えを持てるように努めます。
2	保育所における世代間交流事業の推進	保育所の実情に合わせて，地域住民との世代間交流を実施します。
3	子育てグループ活動における世代間交流の推進	子育てグループ活動において，世代間交流を推進します。

◇ 計画の目標指標

項目		現状 (平成26年度直近実績値)	目標 (平成31年度)
就学前教育・保育事業	教育 利用定員	986 人	950 人
	保育 利用定員	1,390 人	1,480 人
保育所における一時預かり事業	か所数	5 か所	5 か所
	利用延人数	5,793 人	6,000 人
幼稚園における在園児の一時預かり事業	か所数	5 か所	5 か所
	利用延人数	8,166 人	8,200 人
利用者支援事業	か所数	0 か所	1 か所
ファミリー・サポート・センター事業	コーディネート件数	6,186 件	6,200 件
地域子育て支援拠点事業	か所数	9 か所	10 か所
妊婦健康診査	受診延回数	6,676 回	6,700 回
乳児全戸訪問事業	訪問率	98.6%	100%
乳幼児健康診査	1歳6か月児受診率	96.2%	98.0%
	4か月児受診率	96.1%	98.0%
	3歳児受診率	92.4%	95.0%
長期欠席児童・生徒の減少	一人あたりの総欠席日数	小学校 2.89 日 中学校 5.98 日	小学校 2 日 中学校 4 日
子どもの朝食を毎日食べる割合(アンケート)	就学前	95.7%	100%
	小学生	93.6%	100%
	中学生	91.5%	100%
父親の育児休業取得者数 (総社市役所職員対象) ※男性職員 340/554 人	取得者数	0 人	3 人